

長崎県子ども条例（仮称）検討委員と県民との意見交換会  
（平戸市）

（Aさん）

失礼します。少年センターの補導委員で、主任児童委員をさせていただいております、Aといいます。よろしくお願いします。

まず、条例ということでちょっと気になったんですけど、条例というどうしても罰則があったり、こうしなきゃいけないですよという決まり、枠を入れるような感じがするんですよ。ところが、これについて「長崎っ子を育む行動指針」は、これに書いていることが、ずっと入ってくるんですけど、これを条例で規定すると、何かすごく硬いような感じが、私、受けたもんで、この前文の部分で、何かこう、こっちの方で、このテキストでは引っかからなかったんですけど、こっちの方で引っかかりました。

あと4つぐらいあるんですけど、後でそれは。その辺の受け取り方と思うんですけど、その辺はどういうふうに取り扱ったらいいんでしょうか。

（事務局）

この条例は、まず前文を大体読みましたんで、皆様、お感じかと思いましたが、普通の条例とちょっと趣きが違います。罰則も入れておりません。実は、当初、少年保護育成条例も合体化させようかという意見もあったんですけど、そういう罰則をするには、です、まずとか優しい言葉ではだめだと、どういう行為がどういうふうに取り扱されるということをはっきり書かないとだめだということになりまして、分けました。そういった意味から、この条例は、条例なんですけど、皆さんの協約、社会協約みたいなものに近い条例だというふうに感じております。ですから、条例の中に6つの子ども像を入れて、前文の中にはめ込むと、硬くてちょっと違和感があるというご意見なんですけど、何と書いたら違和感がないのか、そこら辺がどうなのかですね。みんなでこうやって、こういう時代背景があって、もう子ども条例をつくって、みんなで考え方を共有化して、次の世代へ進んで行きましょうという条例なんですけど、そこら辺をどういうふうにしたらいいとお考えになられるか、何か硬くなくするためにはですね。

（Aさん）

ここに書いてあるのは硬いですよ。条例として見ると、枠を考えるばかりで、子どもはこうあるべきだとか、そんな感じだったんで。

（事務局）

先ほど素案の方ではなくて、条例についてのこれの一番、5ページのところが、条例を何のためにつくるのかという、図示したものがございまして、ここで申し上げましたとおり、この行動指針というのは、この県民の取り組みのここにあるんですね。それを条例に書くことによって、これまでは、みんながこれをしたらいいですねということではあったんですけど、条例に書くことで、県民の皆さんと、あるいは市町の皆さんと私どもと一緒に意識を立て、理念と方向性を一にして、継続性があるものにしていこうということによって、この子ども像もここに含めてしまったんですけど、そこら辺がいかにかというの、ほかの皆様方のご意見も伺いたいところではございますが、いかにかですか。よろしいですか。お答えになっていないような気もして、すみません。

（Bさん）

田平町の主任児童委員のBと申しますけど、事業主の役割ですね。この条例案、素案は、非常にわかりやすく、私の頭でも大体理解できるような内容になっていると思いますけども、事業主の役割のところですね、先ほど九州教具の例もありましたし、一方では、事業主側だけが悪いんじゃないかなですね、ところが、ところがというより、私、20年近く前になると申しますけど、ちょうど学校のいろいろ役をしているときに、地元の企業家の方と、結局、PTAの年間の行事に保護者の方をできるだけ多く参加させたいということで、ちょっと訪問したことがあるんですよ。そのときは、企業家、企業主の方もやっぱり理解は、気持ちでは協力をしますというふうなことで、ただ、現状は、今のいろんな社会環境、状況を見ると、果たしてどうかなと、いろんな行事をやるときに、やっぱり行きたいんだけどこうだというふうな、例えば、「ラインが止まります」とかなんとか言われたとか、やっぱり生活をする上で、その行事にもですね、ですから、非常に現状はまだまだ、私たちが、当時と、むしろ逆じゃないかな的な部分があるんじゃないかと思うんですよ。その辺ちょっとお願いします。

(Cさん)

平戸市議会のCと申します。私は、この条例を読ませていただいて感じることを、2点ほどあるので、述べたいと思うんですけども。これを読んだときに、これは子ども向けにというか、子どもたちに渡していくためにというか、家庭に入れていくためにつくったんだろうとは思いますが、大人がこういう子どもを守るための、大人に向かっての発信なのか、子ども向けに書かれたのかという、何となくそこら辺の中途半端な感じが、ちょっと読んだときにしたんですね。やっぱり大人は大人として、さっき罰則とかなんとかというか、もっと強いものが必要だったりすると思うんですよ。子どもをこういうふうに守らなければならないとかね、子どもにはこういった権利を有するとか、というそういうふうなことが必要だと思うんですよ。子どもに渡すのであれば、また、子どもとしてはこんなふうなことに気をつけて生活をしていかなければいけないよというようなことでの、子どものための子ども憲章じゃないけど、そういったものが必要になってくるかなと。そういう意味では、これは2つを合わせたような形になっていて、何かその辺であいまいになってしまっている部分があるのではないかなというふうに感じたのが1つです。

もう1点は、先ほど、第三者機関の設置ということで、最後の方のところであったんですけども、そのところで第三者会議を設置するのは、人権擁護委員というそういう制度があるからということで、特別には置かなかったというご回答だったと思うんですけども、生活している側からちょっと感じていることなんですけどね、擁護委員というのは、やっぱり行政の方から指名されたというか、行政の方から用意されているというか、生活者側からいうと、学校なんかでもそうだと思うんですけど、何となく人質にとられているような感じで、本当のことを言えなかったりとかするじゃないですか。病院でもそうですね。先生に、私はこう思っているんだけど、それ言うともく見てもらえないんじゃないかとかね。そういうことが絶対あるんですよ。私、自分の子どもを育ててきて、そういうこと何度もありましたから、やっぱりそうだと思います。自分自身が先生だったことあるんですけど、実際、自分がそうなってみるとやっぱり言えない。そうすると、学校の味方もしない、親の味方もしないというか、そういう機関というのが、絶対私は必要だと思っているので、そういった意味では、行政が用意されたものじゃない機関というか、この第三者というのは、選定としては難しいので、皆さんのご意見を聞きながらつくっていかないとはいけないというのは思います。でも、何かコーディネーターをしてくれる、そういった機関を、私は必要なんじゃないかなと、むしろこの時代にあっては、そういったものを作り出していくことこそ、これをつくる、この子ども条例をつくる意義というのはそ

ここにあるんじゃないかとさえ、私は思っているぐらいなので、その辺をどういうふうに県としてとらえて、これをしようとしているのかというのを、もう少し詳しくお聞かせいただければ助かります。

(Dさん)

中野健全育成会のDといいます。私も2、3お尋ねします。

まず、少子化対策の推進ということなんですけども、少子化というのは、大もとはやはり家族の核家族化にあると思うんですね。要するに、じいちゃん、ばあちゃんと若い世代が分かれて生活する。そうすると、当然子ども、あるいは孫を見る機会も少なくなる。子どもを育てるのには、夫婦ではかなり共働きなどで難しくなってくる。だから、どうしても子どもは1人、あるいは2人という形になってきているんだろうと思うんです。だから、このいわゆる核家族化に対してどのような、子ども条例の中で、少子化対策を網羅していくのか、この点について、例えば、同居家族等の推進等も、同居家族の推進ですね、これらも何らかの形で提言すべきではないのか。それから、当然この少子化というのは、私は田舎ほど子育て環境はいいと思うんです。ですから、今、ずっと従来、昭和30年、40年ごろは労働者を第一次産業が繁栄してきたわけですね。そういう第一次産業から出てきた労働者が今、どんどん田舎にいなくなって、若い人たちがいなくなって、都会の方で生活する、そういう中で結局少子化になってきているわけですね。だから、いま一度地方回帰を、やはりこれは大きな、県だけの問題じゃないと思うんですけども、大きくそこら辺を少子化対策として地方の活性化というものも、この中で何らかうたわれないのかね。

それから、少子化とは違うんですけども、もう1点は、子どもを3Kから、親も学校も排除しているんじゃないか。やはり家庭の中、あるいは学校で、危険、汚い、きつい、こういうことを子どもに教えていかないと、何でも競争して、相手を傷つけたいいけないとか、あるいはきついことはやめましょうとか、相手に対しても当然いけないことですが、自分自身もそういう危険なところにはなるだけ行かないようにということで、家庭においても、学校においてもこういった指導がされよるわけですね。だから、親の目の届く範囲、学校の先生方の目の届く範囲においては、やはりこういうことも、小さいうちになるべく経験させるような、やはり現場、指導というのが必要じゃないか、このように思いますので、そこら辺、子ども条例の中でどのようなお考えがあるのか、それだけです。

(Eさん)

松浦の健全育成会のEと申します。

私、ちょっと専門じゃないのでよくわからないんですが、第2章の子育て環境の整備というところで、妊娠、出産の支援ということがあります。私、男でよくわからないんですが、下のちょっと説明のときに、周産期医療として説明が、妊娠の終わりごろから出産にかけての医療と書いてあります、その前といいますか、非常にこの中、子ども、大人すべて定義あるんですが、18歳を過ぎて子どもが生まれるまでというところが抜けているんじゃないかなと。例えば、18歳を過ぎて、こういう条例に全く関係しないところで、例えば、妊娠をされて子どもを産まれる。妊娠をされて、妊娠の後期から注意しましょう、そして、産まれて、そして、育てましょうという方式がいっぱい書いてあるんですが、妊娠初期といいますか、今、何か本を読んだら、1週目から5週目で子どもの発達のほとんどが決まると、昔、サリドマイドですかね、あれで被害が出たときも、5週目以降のお母さんは、服用者には全然障害者が出てない。この前ちょっと神奈川新聞を見たんですけども、去年の8月号で、子どもは少なくなっている、でも、アトピーや小児喘息、また、障害者の教室は2倍になっておると。私もちょっと、障害者といいますか、ちょっと小さ

い子を1人、4人目で持ったんですが、そういう療育に行きますと、手や足のない子がたくさん今でもおられるんですけども、要するに、子育てのときに例えば、アトピーの子が家族に1人おる、小児喘息の子が1人おる、子育て、要するに環境が大変なんですよね。そういう、どういう洗剤を使ったり、食べ物を使ったりということで、やはり妊娠の初期をやっぴりもっと大事にしないと、もう産まれる直前では、そういう、原因ははっきりわからないんですけども、アトピーとか小児喘息、または障害の何十%は決定しているんじゃないかなという学者がたくさんおられますので、そういうところも盛り入れていかないと、18歳から結婚されて妊娠されるまでという間が、子育てには関係ないんじゃないかなという、この条例を見た感じですね、感じが受けますので、そこのあたりの研究も必要じゃないかなと思います。以上です。

(Fさん)

皆様、こんにちは。平戸健全育成会のFといいます。

この子ども条例の素案、非常にすばらしい案だなと思っているんですけど、この中に企業が一体化した子育て支援ということであるんですけど、やはり現実的に見ましても、父親の授業参観とかいろんな総会、いろんな子どもとの触れ合い、時間がとにかく少なくなっているんじゃないかなと。やはり父親と子どもの触れ合いが、絆がなくなっているということが現状じゃないかなと思います。昔は、やはりどんなことがあっても、忙しい中でも、父親という存在感はありましたけど、今、子どもは父親の存在感というよりも母親の存在感の方が強いんじゃないかなと思います。しかし、父親としても子どもを見たいということが、心の中には、頭によぎっていると思うんですけども、やはり仕事、仕事で、今の厳しい会社の事情、休みたくても休まれないといった現状があると思います。しかし、この条例の中に、企業主がやはりもうちょっと、事業主、いろんな方が、従業員に対しまして、子どものおる父親に対しては、とにかくどんなことがあっても応援をせると、自分の子どものことは18歳になるまで支援しろというふうな、やはり事業主と県と我々、いろんな会合に来る父親を見ますと、皆さん同じ顔ぶれなんですよね。それではもう進展はないと思います。これは本当紙くずだと思います、これ、はっきり言うて。きれいごとで、これは立派なことは書いていますけど、やはり父親がどれだけ見て、見てもできない現状があるんです。それを事業主の方が、そんな10年、20年じゃないわけですから、やはり義務教育、年に何回か、事業主の方が、何か子どもとの参加があるときには休めといったような、やはり心遣いをしていかないと、問題は解決しないと思います。県の方としても、一生懸命やっても、地域、我々が取り組み、事業主とも懇談をしてやらなければ、解決はできないと思います。その点をどういうふうに、企業と一体化していくと書いておりますけれども、そこら辺をもうちょっと詳しく説明、お聞かせいただければ、理解がちょっといかないもんですから、よろしくをお願いします。

(Gさん)

失礼いたします。私、平戸市田平町の自治会長でGといいます。お世話さまになります。

このたびの条例の制定に関して、こうした意見交換会を設けられましたことに、大変歓迎の意を表したいと思います。なぜならば、さきの県政タウンミーティング、平戸で行われたわけですが、そのときなかなか時間の配分が少なく、いろんな意見も制限されておりました。その折に、私、所感として当局に申し述べましたことは、知事選挙が間近になってのタウンミーティングも、それは悪いとは言いませんけれども、教育とか産業とか環境とか、いろんな部門でひとつ、地域に県の幹部の方々、あるいは代表者の方々がお見えになって、地域の意見を十分に吸い上げてほしいという意見を申したのであります。早

速実現してまいりましたのは、環境政策においてしかり、それから、道路行政もそうです。そして、このたびの教育行政の一環もこのような形で実現できましたことを、歓迎とともに、評価させていただく次第です。

さて、本題ですけれども、このたびの条例の中で、私は一々小さいことにはこだわっておりません。尊厳とは何かというような表現の仕方、これについてよく権利と主張される方はおられます。ところが反面、必ずしも義務が伴っているかということ、そうではないようです。お互い反省してみましょう、大人社会がですね。そして、たまたま国が違いますが、私、アメリカの方で3年ほど現地の生活の体験があります。この人種差別も相当ひどいものです。それから、まちの真ん中でドンパチ、銃乱射事件やりましたが、今、本県で起きておりますね、悲しいことです。このようにして、アメリカ社会のいろんなものが日本に伝わって、まねしている部分が多いんですけれども、これはやはり本来日本人として、日本人らしい生き方があると考えております。すなわち日本人らしい誇りの持てる、世界に誇れる日本人像とはどういうことかということをお互い考えてみてはいかがでしょうか。特に、審議の委員会の先生方をお願いしたいと思います。

その上で、次に、小さい体験をちょっとだけ申し上げさせていただきます。昭和60年代の前後、私の出身の、今、市立田平中学校であります、ここは、県下のマラソンのトップで、常に常勝の優秀校でありました。ところが、悪の方でもベスト4という汚名をいただいております。その当時、その中身を調べてみましたところが、私たちの足元に全部その子どもたちがおりまして、上級生から下級生までですね。そこで、私たちは大分首をかしげながら、地域ぐるみの取組をしたものであります。育成会の勉強会、それから、ずっと、平成元年からそうしたベースがありまして、三世代交流事業へと発展し、先ほどどなたかおっしゃってましたが、核家族の問題などもその中から問題提起されて、地域でのイベントに発展したものです。そういうことを経まして、特に学校が週休2日制になりましてから、これができないようになりました。ご承知と思います。子どもたちが塾に三々五々、土曜も日曜もないんです、忙しくて。そのために子どもたちと接する機会が、地域として持てなくなりました。それから、いろいろ検討の結果、椿塾という形で、お年寄りを軸足にしたお年寄りの会の中に子どもを入れる、あるいは、子どもさんを中心にした会の中に一般が加わる。そして、全員でやれる夏祭りなどもやったものです。ところで、ことしの夏のことです。非常に、4、5年来の懸案でしたが、地域にあって、子どもたちを地域の山や川や、自由に遊ばせたいんですけども、子どもだけはやることはできない、何かあったら親の責任を問われる、非常にそうしたことがネックになって、4、5年来の懸案でありましたけれども、このたび、こども未来課の先生方にご相談しまして、キャンプとか、それから、沢登りのベテランの方を紹介していただきました。そして、夏休みに入るとすぐ事前調査をやるし、また、その上で一緒に宿泊して、子どもたちや父兄と目線を合わせていただきました。そのことによって、やることから、何か事件とか事故があったら、責任は区長がとる、失敗したら、それはもう一度やり直しのきくことなら、来年も、再来年ももっとやってみたらどうかという提案をしまして、おかげさまで、沢登り、それから、キャンプ、そして、ALTの方々を交えた外国文化の交換交流会まで、本当に子どもたちの目は生き生きとしておりました。このことを考えてみましたときに、大人が目線も大事でしょう。しかし、いま一度、これから伸びる、たくましくなる子どもたちの目線に立って、子どもたちが希望が持てる、そして、社会人になってあちこち遠くに行って、ふるさとへ帰りたい、あるいはふるさとが忘れられないというような、こういう関係ができたなら、子ども条例の堅苦しいことも大事でしょう。しかし、身近な、私は体験を通して、皆様方にお訴えしたいのであります。どうぞ、逆に、私はご意見をいただければ幸いに思います。以上です。

(Hさん)

どうも失礼します。地元の田助小学校のPTAの役員をしておりますHと申します。

今、ずっと皆さんの意見聞かしていただきまして、私も思うことが多々ありましたので、発表させていただきます。この条例というのは、子どもを守るという面ではすごくいいことなんですけど、あまりにもちょっとマニュアル化し過ぎているんじゃないかと。今までが、はっきり言って、こういうふうなマニュアルみたいなものをつくってしまうと、子どもは守る以前に、親がどういうふうな、こういうふうなマニュアルどおりに子どもを育てていくと、そうする親から育てられた子は、いろんな逆境とかなんとかに立ったときに、自分で乗り越えていけないんじゃないかと、私たちは、はっきり言って、いろんな事態ですよ、ちょっと年もくっていますので、地元のじい様、ばあ様から、先週も何かこういうふうな意見を私、言いました、地元、周りからも育てられたというか、そういうふうな、今で言うPTCAです。コミュニティ、周りはじいさん、ばあさんがいっぱいいました。そういうふうな人間からそういうふうな育ててもらったんですけれども、何というのかな、ずっと見とって、あまりにも子どもを、そして、今の親も、親自体が子どもなんですよ、はっきり言って。親を教育しなければいかんマニュアルを、これが、親を教育せないかん状態になるんですよ。だから、そういうマナーもわからない親を教育するには、これはいいと思います。そして、ちょっとごめんなさい、いろいろ考えることがいっぱいありましたんで、まず、学校の方とかありましたよね、学校等の役割、これでもあまりにも、学校の方に、私もPTAしておりますので、学校の方に任せっきりの親もいっぱいいます。それじゃなしに、学校は団体生活、マナー、そういうふうなところを、学問ですよ、そういうところを教える。本当の子どもしつけというのを、親がしつけきれない。そういうふうなつまらない親がいる。そして、学校にとんでもない要求をする、モンスター・ペアレンツですね。こういうふうなのが多くはびこるということは、こういうふうな条例があるから、そういうふうなのを盾にしているんなものを言うてくる親がいると思うんですよ。だから、これは本当ははっきり言って、つくるのはいいんですけれども、よい方に使っただけがいいけれども、そういう頭のいいモンスターがいっぱいいますので、気をつけていただいた方がいいと思います。すみません、失礼しました。

(Iさん)

私は、生月の方でPTAの役員をしておりますIと申します。

今、僕らの役員の中で一番問題なのは、今、言っている、5%ぐらいの親の家庭環境の問題なんです。世の中全部の子どもの家庭がそう悪いかといえば、そうではないんです。本当、5%ぐらいです。その家庭が朝ご飯をつくってあげられない、晩ご飯がコーラとポテトチップスだったりするような家庭が、本当何軒かしかないんです。その何軒かが問題だということを十分理解してほしい。

それと、課長さんがおっしゃった磐石な家庭、磐石じゃないんですね、今のような話で。磐石な家庭づくりをどうするかということが、今は一番問題なんだろうと思うんです。地域の問題とかいろいろあると思いますが、磐石な家庭、磐石な親、今、言うですね、含めて、親の責任が明確にわかる親にしていかないと、困るわけですよ。父性愛とか母性愛とかではなく、父親、母親の役割というものが明確になっていかないと、どうしてもそこら辺があいまいだと、やはり自覚が低くなってしまふのかなと。先ほどモンスター・ペアレンツという話がありましたが、やっぱりそうなんですよ。学校の先生たちには、「うちの子どもに何か言うたらう」、その子どもが学校を飛び出していったにもかかわらず、学校の先生の指導が悪かったんじゃないかということで、言うてくるのが現実なんですよ、

一方ですね。だから、僕は言うんですよ。「学校に年に1回来るか、来んかのあんたたちに、いろいろ学校に文句言う筋合いはなかぞ」って、「先生ば100%信じてくれる」って、「文句のあるなら、僕らのところに言うてこんや」ってというような今の問題なんです。でも、それは5%ぐらいで、全部の家庭がそうではないんですね。ですから、全体的には、今の子ども環境が悪いというとらえ方はしてほしくないんです。いい親もたくさんいるんです。でも、悪い親が何軒かいるがために、世の中全体的に、長崎県の子どもは、家庭はと言われるだけで、そういう視点を間違えんように、世の中の親が全部悪かように言われても困るし、しっかりした人間もいっぱいおるとですよ。ただ、悪か方が目立つもんだから困る。だから、磐石な家庭づくりをどうするのかというような条例を、今後考えていただければなというふうに思っておりますし、子どもの権利条例は国連で批准されておりますので、できたら、支援条例のような形で今後やっていただければなというふうに考えております。どうぞ、なかなか難しい社会ではあると思いますが、ただ、あまりにも権利、権利になってしまうと、義務を忘れるような国民になってしまうのも問題ですから、そこら辺を委員の先生方に十分お願いをして、終わりにしたいなと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。

(Jさん)

根獅子のJといいます。私は悪い親に入るのでしょ、恐らく、その代表ですよ。立派な条約だと思いますけれども、僕には、条約ですよ、まず、条例をつくった基本ベースがここにはないというふうに、私は見えています、はっきり言って。どういった形で、我々がかかわる分についての基本的なベースがない。それがゆえに、みんな迷っているというふうに言えますね。もともとこの子ども条約というのは、権利条約から発生したものだというふうに、私は認識しております。そうすると、まず優先されなければならないのは、子どもはまず本当にすべて弱い立場ということです。それが抜け落ちている感じです。最善の、ベストを尽くさんといかんです、社会が、その子どもに対して。その理念が抜けているんです、まず。その理念が抜けている、この条例の中には、ベースになってない。まずそこを指摘しておきたいというふうに思っています。

それともう一つは、先ほどうる話があるんですけども、私もそうなんですけれども、権利というもののとらえ方が、若干お互いぶれているなというふうに思っているんですね。この子どもの中の権利条約の権利というのは、これは、我々が裸で生まれた状態の中での権利を意味しているんですよ。それは決して、我々が知恵があって、それが発生して、それを意識して、あるいは、自分たちの義務という形にはなり得ないと、まずここの中では。それをきちんと、我々大人がとらえないといけないと思います。ほかの意味で、社会的な条約という形も、権利という条約の中には、義務と権利が含まれているんです。権利、条約というほかのいろんな言われ方をするときには、もともと。そのことを、我々日本人はなかなか学びきってない側面があるというふうに、私は思っています。そのことをきちんととらえなければ、なかなかこの問題についてぶれが生じてくるということを、まず1点、みんなで考えていただきたいなというふうに、私は思います。

そして、もう1点が、今の子どもたちの本当に置かれている状況を、私たちはまだ把握していない、子が。そのことをまず把握する、どういった形で把握できるのかというのを、そのこと自体をまず、ここの中でしっかり、私は、この条例づくりもいいんですけど、そのことが大事なんじゃないかなと思っています。今、意見を聞けば、いろんな形の立場の方がご意見を述べていると思います。しかしながら、それも一部の考えです、正直言って。そのトータルした意見が子どもに与える影響を、もう少し厳密に分析する必要があるかと思うし、その分析をまず県民と分かち合って議論することが必要だろうと、私は思いま

す。そのことをこの条例づくりに何とかやっていただければというように、そういう基礎づくりをやっていければと思います。

そして、もう1点が、最後になりますけれども、今度、審議委員会をつくるだろうというふうに思います。審議委員会ですね、この条例が発生して。その審議委員会の中には、決して思想、信条が定まった人たちを入れないこと、こうあるべきだとか、あああるべきだとか、そういった思想、信条を持ち込まないこと、そういった審議は必ず排除していただきたい。これを強く述べて、私の意見にかえさせていただきます。

以上です。

(Aさん)

さっき言ったAといいます。ずっと手を挙げて、やっとまた一回りしてまいりました。

今、子どもたちを結局、私たちはどういうふうに育てるか、どういうふうに守っていくかとか、支えていくか、いろんなことがあると思うんですけど、いつも言われます、子どもたち、またそれを取り巻く一番近い家庭、今、孤立化していますよね、実際に。昔は井戸端会議みたいなのがあったり、おばちゃんたちがたまり場で、若い奥さんで、「こがん子どもで困るとる、熱があつて」って、「そがんときはこうばい」とか、いわゆる地域の知恵を生かす場があったんです。ところが、それを生かす場があったと思うんですけど、週に2回学校がずっと休みになってきて、週に2回は、本当は公民館とかいろんなところを中心に、地域の活動を、地域の教育力を充てるための日にちだったと思うんですけど、それが部活と社会体育の日になってしまいました。それをしていない子は、ゲームをしたりしています。だから、結局月に8日から10日ぐらいは、何もしない子がいっぱいいるわけです。だから、その社会教育というのにもうちょっと目を当てなければ、この中にもいろいろ役割がありますけど、保護者の役割というのがありますけど、家庭の役割というのは、保護者イコール家庭ではないと思います、みんなの感覚は。だから、家庭の役割というのは抜けていますし、地域の役割というのも抜けるんじゃないかと思います。そして、先ほどもPTAの方がおっしゃったように、なぜPTA活動にみんな参加しないのかということ、役員さんは一番悩んでいると思うんですよね。だから、そこの辺を、今度はPTAの皆さんに、例えば、一つの例としてこうしたらどんなでしょうかという提案も、文章の中には入れなくていいですけど、こういう会の中でやっぱりしていかないと、私も14年間PTAの役員しました。やっぱりそれが一番問題でした。でも、指針は何もなかったです。その辺を、今の現状というものに目を向けていただかないと、毎週、毎週、部活が土日で中心で、月曜日から金曜日は、学校は惰性だという感じになってしまうかって思います。以上です。

(Iさん)

先ほど会社の方に、事業主の役割という部分でありましたが、年に1回は、事業主さんが頑張る目標とか、そういうしょっちゅう頑張らないかんような事業主の立場にされると事業主も困るのかなと。年に1回は参加意識を高めましょうとか、そういうふうな回数とか導入する意識を高めるのも一つじゃないかなというふうな意見と、やっぱり先ほどおっしゃられた家庭の役割、親の役割というところを少し広げていただければなというふう思うんです。本当、すばらしい家庭が大半なんですけど、出面の悪い家庭が、やっぱり2、3割、その2、3割のところはどうしても何か、出面の悪い親のところの子どもはどうしても問題がある、それを、PTAはいつもそこに振り回される。恐らく少年センターの補導員さんも、多分そこらだろうと思います。ですので、そこら辺をちょっと、どういうふうに支援したらいいかというところをひとつ課題にしてもらいたいなというふうに思いま

すし。教育委員会の仕組みなんかでもそうですけど、役所の縦割りで、要保護児童対策地域協議会、要保護に入る者と、教育委員会の中でやるものと、二面性がございますよね、管理上。児童福祉の方の、児童福祉で、例えば、家庭で問題がある場合、福祉事務所の方の管轄になるのか、どっちになるのか、そこら辺、なるかならないかのところが一番問題のところなんですよね。そのなる前にどうにか解決する策があればいいんですけども、それは、福祉事務所の方になるとか、ならないとかで、やっぱり行政も困る、PTAもなかなかかかわりづらい、地域もかかわりづらいというのがあって、結局苦しまなきゃいけないのは地域とPTAだけになってしまうんですね。そこら辺にもう少し日の当たるような政策が出されればというふうに思います。以上です。

(Cさん)

何度もすみません。子どものことなので、私も、本当に無条件で大人がやらなきゃいけないという思いで、発言させていただきます。先ほど5%とか10%とか、悪い家庭があるというような表現でしたけれども、実は、人の暮らしというのは、いつその5%に入るかわからないんですね。だって、自殺の子なんかの話を聞いていても、「そんなことになるなんて思わなかった」と、親は言っているじゃないですか。やっぱり、例えば、生活している上で、例えば、奥さんが突然亡くなったりすることだってあるじゃないですか、交通事故などで、兄弟をなくしたりとかね。だから、子どもの心がいつ傷つくかということとはだれも計り知れない、自分がいつその苦しみに出会うか、わからないわけですよ。その、家庭として豊かに子どもを守っているときには、それは何も問題は起きません。条例なんか何も要らないんです、豊かなときは。でも、人の暮らしの中には、そういった突然のアクシデントが起きるわけですよ。その人生に起きたときに、さっきも言っていた七転び八起きができる社会をつくれるかどうかなんです、私たちがやることはね。だから、その5%が悪いというんじゃなくて、その5%になったときにどうフォローできるかという社会をつくるという、そこに根ざしていくという、そういう共通認識がなければやっていけないと思うんです。私はそのためにこそ、こういうことをやっているんだと思うんで、ぜひ皆さんが、いつそういったときに子どもを救えるか、どういう仕組みをつくったらその家庭を救っていけるかというところに立ってやっていく必要があると思います。

(Iさん)

すみません、何度も。先ほどから言われております。その5%の環境で育ったのが私でございます。小さいころから父親と母親別れて、3歳ぐらいのときにじいさん、ばあさんに預けられて、それから、ずっと育ってきました。そして、何でこういうふうなこの立場にいるか。いろいろ周りから育てられました、先ほど何度も言いましたように、地域から育てられました。そして、地域の中で育てられました。でも、その地域というのが今、本当むちゃくちゃないんですよね。ですんで、自分たちはどういうふうにしていこうかと、そして、私もその5%の家庭にならないように努力して、一生懸命子育てをしております。でも、PTA役員をしながら多々思うことは、やはりその5%に振り回されているというのが現状です。まだまだ言いたいですけど、どうぞ。

(Aさん)

これだけは言いたかったもので、すみません、3回目です。今、学校の役割ってありますけど、学校って、割と先生たち大変と思うんですよね。1週間ぐらい前の新聞にも載っていましたが、学校で子どもたちと触れ合いながら、何を教えていくかという、団体生活のマナーとか人間性とか、それを先生たちは教える暇がなくて、書類づくりに追われた

り、授業の合間には何をしているかって、昔の先生たちは、昔はコーヒー飲む時間があったばってん、今は書類づくりで容易じゃなかったいうて。学校見てみませんか、7時まで電気ついてますよ。先生たち大変です。そして、私が感じたのは、上から来た管理教育の中で先生が育てられているんです。その中で、学校で先生は管理教育をせざるを得ないような状況が、ある面ではあるんじゃないかと思います。その中で子どもを教育していくから、子どもたちにとっては、うざい、そういうふうな言葉で先生たちを言うようになるのではないかと、昔のコマーシャルにありました、「腕白でもいい、たくましく育てほしい」と。それを、私たちは本当はそういうふうに来てきたんですね。そういう人たちののに、頭だけが、勉強ができるようなものを求めたり、また、親が先生に対して、サッカーが強ければいい先生だとか、バレーが強ければいい先生だと、それは次のことなんです。まず、学校での教師という仕事が先なんですけど、親がそっちを求めている。だから、スポーツの指導者は引っ張りだこになるけど、国語のすばらしい指導者は引っ張りだこにならないんですよ。だから、もっと私たち社会も、何を学校に求めていくかというのをちゃんとしないと、学校を窮屈にすると、子どもも窮屈になります。だから、この条例が、学校等の役割と、私、これ見て、先生たちは大変だなと思いました。学校には、地域が協力しなければ、学校は何もできないんですよ。だから、PTAは大変なんです。だから、そこを、もっと家庭の役割、地域の役割を入れていただければと思います。

以上です。もう言いません。

(Kさん)

田平から来ましたKといいます。育成会の関係の仕事をして5、6年間させていただきました。私、あまり理念とか理屈のことはよくわかりませんが、具体的に、子どもを7人つくりまして、まだできれば頑張ろうと思って、実際の行動で頑張ろうと思っていますが、皆さん、きょうの理念ではなくて、理念ではないというのは、基本的には皆さん一致した認識なんだろうけれども、きょうの主題は、この子ども条例案のことだろうというように思います。多分、皆さん全員一致されている気持ちというのは、これは時宜にかなったすばらしいできればの条例案じゃなかろうかというふうに、大方の方は思っておられるんじゃないかというふうに思っております。問題は、先ほどありましたとおり、何%の方かわかりませんが、そういう方々のために、あるいは世の中おかしくならないように、これから啓発していくと、そういう目的を持っているんですけども、法律そのものは大体悪い、いい人が多ければ、どちらかという、変なことをする人のためにあるのが法律ですから、やむを得ないだろうと思っているんですけども、一つだけ、これは個人的な見解なんですけど、前文のところに、3段目になりますか、「ところが」というところから、「私たちの願いに反して子どもの数は減少していますし、児童虐待、いじめがふえるなど、子どもの健やかな成長に対する不安は大きくなっています」、これは、子ども条例の案をつくる一つの動機といたしますか、大きな原因になったというふうに思っているんですけども、ここまで、条例をつくる動機といたしますか、原因を前文に、否定的な、ネガティブなものを入れる必要があるのかなというふうに思います。端的に言いますと、抜いても十分意味は通るんじゃないかというふうに、私は思います。

以上です。

(Lさん)

私、今、中学校の心の教室相談員でお世話になっているんですが、先ほどからいろいろお話が出ておりますように、5%とかそういうお話が出てますが、確かにその子どもたちは家庭環境に恵まれないんですよ。その子どもたちがそうなっているんです。というのは、

お父さんが朝早く、5時、6時も早くから遠いところの職場に行かなければならない。それから、お母さんはパートでなければ、子どもたくさんおるものだから、育てきらない、パートでなければ勤められない。そうすると、父親は早く出ていく、母親は子どもに、「起きなさい、あれしなさい、これしなさい」、あるいは、「これつくっているから食べなさい」、子どもはやはり監督がないと十分できないんですよ、特に小学生、中学生はですね。やっぱり規律、規則いろいろつくっても、それをみかじめてくれる、それをきちっと教えてくれる、そういう身近な親がいなくてできないのは、これは当然だと思うんですよ。そのために、その子どもたちが、きちとした生活ができないがゆえに、不登校とか、登校拒否とか、途中で帰ってくるとか、そんなになっている状況なんです。それが1家庭じゃないんですよ。2家庭も、3家庭もあるんですよ。特に最近、片親の子どもさんが多いです。私も小中学校の名簿を見せてもらいますが、これは失礼ですけども、例えばお母さんの保護者、それをこう見てみますと、クラスに4、5名からおるんです。本当に、多いところでは3分の1くらいおります。そんな中で、幾らきれいな、きちとした状況をつくってあげながら、何ができるか、やっぱり私たちが支援してやれるような、そういうものが、私は必要だと思うんです。それがあってこそ、子どもたちに十分な、登校できるような、そういう条件が整うと思うんですね。そこら辺もお願いしたいんです。

それから、もう一つは、先ほどお話がっておりますが、私は中学校の先生も、小学校も忙しい、私は小学校関係でしたけども、学校も忙しかったです。私たちが、あのころはガリ版プリントの時代でした。それでも、やはり子どもたちと遊ぶ時間がありましたですね。ところが、今の先生たちは、何ていうの、あれは、ワープロじゃなくて、あれに向かっていくんですよ。あれに向かっていない先生はおりません。そういう時代ですね。前で、去年でしたか。平戸市の退職校長会、現職校長会の会をいろいろ提案して、それについて討議して、出して、そういう会を持っているんですが、その中で私、一つ、現職の校長先生に尋ねたんですよ、「学校の中で、例えば、昼休みとか休み時間に、子どもとともに遊んでいる先生がおりますか」と、「掃除の時間に子どもと一緒に掃除をしている先生おりますか」と。そうすると、回答は、「いや、私のところありません」と、それは言いませんよね。やっぱり「おりますよ」と言います。ところが、後の会、飲み会の中で、「先生、学校忙しかもね、容易じゃなかとよ」と言う校長先生がほとんどですよ。というのは、結局、それにしか振り回されない、そういうことしかできない、子どもたちに本当はうてやってやりたい、かかわってやりたい、しかし、できない。そこで、私は民生委員も仰せつかっております、主任児童委員の皆さん、おいでとりますが、主任児童委員の皆さんと、手をとって、この学校のこの子どもに家庭訪問しようかと、学校に行って、どういう子どもにどんな問題があるか、それを出してもらって、それに対して私たちがどんなことができるか、それをしていこうということで、今、取り組んで、家庭訪問したりしているんですよ。だから、そこら辺の条件が整うような環境づくりをしてもらいたいんです。というのは、もう一つは、今の平戸市もそうなんです、遠くに働きにいけないとできないような、そういう職場がないんですよ。だから、お母さんもそうですね。ないんですよ。もしも、そんなところがあれば、それは遠くまで離れて行って仕事してとは思いませんよ。できるだけ近くで、早く帰れて、子どもとかかわって、それができないがゆえに、こんな問題がいろいろ起こっていると、私は思うんですよ。そこら辺の、私たち大人としての社会整備、条件づくり、そんなものが必要ではないでしょうかね。それから、学校の先生方を見ていて、担任の先生が家庭訪問できないような忙しさがあるんですね。もう本当に忙しいです。クラブもせんといかん、子どもとかかわらないかん、プリントもせんといかん、何もつくらんといいかん、書類つくらんといいかん、もう遊んでおる先生おりません。私、ずっと学校行っておりますが、遊んでおる先生おりません、一人もいません。その中で、家

庭訪問して行って歩いているんですよ。その先生も、本当は行きたいです、1週間に一遍ぐらいは行きたいんですが、行ききらないんですよ。だから、私たちのような、心の教室相談員も必要でしょうけれども、それだけの県下の先生が、何百人おるかわかりませんが、その方々の給料集めると幾らかなるでしょう。そのお金で、もう1人、2人、5人、10人、先生をふやしていただければ、そこら辺の少しの解決の糸口にはなるのではないかと、そんな気がいたします。

(安部副委員長)

本検討委員会の副委員長をさせていただいております安部でございます。

県内の各地域の中で意見交換会をさせていただいておりますが、16名の委員の中で、委員長を初めとして各委員がそれぞれの地区に担当されまして、意見を聞かせていただいております。私は、先週の諫早に続いて2回目、平戸にお邪魔をして、皆様のご意見を聞かせていただいたところでございます。今日のご意見に関しましては、本当にこの地区の皆様方が、子育てや子どものことについて、あるいは、この子ども条例について熱心にお考えいただいていること、そして、子どもに関する考え方には、たくさんの考え方があるのだということをも確認させていただいた次第です。

子ども条例検討委員会におきましても、皆様からお出しいただいたご意見等に近いもの、あるいはその範囲の中で論議をさせていただいた内容等も入っておりますが、この後にもまた検討委員会がありますので、本日いただきましたご意見はまとめまして、検討委員会に報告させていただきたいと思っております。

ということで、一応、副委員長の役割として、本検討委員会のことについてお話ししたので、あとは個人的に、一委員として、この子ども条例に関する皆様方のご意見を聞いての感想などをお話させていただきます。(テープ中断)

平戸の意見交換会の特徴といたしまして、まず一つには、最初にたくさんご意見ありました、事業主の子育て家庭に関する配慮について、もっと充実したものが欲しいというご意見が非常に強かったような気がいたします。これにつきましては、次世代育成支援法が、301人以上の事業主には、計画を立てる義務あるんですけども、小規模な事業主にまではなかなか法的な網をかぶせることができない。そうした状況の中で、この子ども条例を、仮称ですけど、策定することによって、どこまで事業主の方に広報できるかということに関しては、次回の検討委員会で話をさせていただいて、何らかの措置をさせていただきたいなと考えております。

それから、もう1点は、地域の健全育成にかかわるご意見がたくさんありました。これは、例えば、支援が必要な家庭が5%か10%であるというご意見がありましたけども、どの家庭であってもいつそういう状況になるかわからないともいえるわけです。今不安定な家庭に対してどう支援していくか、そして、その支援を学校及び地域が一緒になってやっていくということについて、特に地域の役割等をもう少し充実させていく必要があるということも報告いたします。

それから、私見ですが、この子ども条例というものが、なぜ今、おおくの県や市町で検討されて、各地域で条例ができているのかを考えました。皆様方、子ども憲章というのはご存じでしょうか。昭和25年にできました、この頃は、戦後の動乱期で、町には浮浪児がたくさんいて、親を亡くした、食うに食えないような子どもたちがたくさんいたと、そういう子どもたちのために教育基本法ができて、学校教育法ができて、児童福祉法ができました。今は、15歳以下の子どもは全人口の15%もおりませんけれども、そのころは4割ぐらいは子どもだった時代です、その子どもたちが本当にひどい状況に置かれているので、みんなが子どものことを考えましようということで「児童は人として尊ばれる」と

いう文章から始まった児童憲章ができたわけで、そして、5月5日にできましたので、5月5日が子どもの日になったという経緯がございます。子ども条例、条例というのは県のレベルの法律でございますが、この条例を、多くの方に読んでいただいて、皆さんで、戦後の動乱期とは違った意味で健やかに育つことが難しくなった今の子どものことを考えようというような、そういう日を設定するかどうかはわかりませんが、子ども憲章を作った時のように、子どものことを真剣に考えていこうという機運を盛り上げたいという意味で、この条例の条文をきれいに整理をしたいと思います。私も副委員長としてこの検討委員会に名を連ねておりますので、皆様方のご意見等を基に真剣に考えていきたいと思います。

本当に、きょうは、いろんな、特に、平戸、この地域の地域性がよく理解をできた会合であったことにお礼申し上げます、私の意見といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

(立岡委員)

では、私も一言。本当、本日は、多くの方々が、具体的に子どもたちの支援、あるいはまちづくりにかかわっている方々、そういう方々の実践に基づく建設的な意見をたくさんちょうだいいたしました。事務局の方でも記録にとっているということでしたけれども、私も、私はこの会場で5カ所目なんですけど、一番たくさん記録に残させていただきました。しっかりメモさせていただきました。本当、皆さんもそうだと思いますけれども、長崎県の場合も、すべての地域で子どもが少なくなっております。その上、この少ない子どもたちの育ちに、また多くの課題を抱えているのが現状でございます、子どもたちの健やかな育ちのない地域に、地域のあすはない、これはもう事実だろうと思うんですね。そういうことを皆さん方も十分に認識されて取り組んでおられましょうし、去年からできたこのこども政策局の方も、私もいろんなかわりを持たせていただいておりますけれども、本当一生懸命頑張らせていただいております、いろんな面で。長崎っ子を育む行動指針とか、こども未来21等を定めて、何とかしなければということで頑張っているんですけども、その効果の方は、皆さん方もうすうす感じておられるようなことではないかと思うんですね。それを、今の時代、行政にだけ頼っていても、もう限界があることももう了解済みですね、お互いに。そこで、条例という形、形あるものをしっかりと作り上げていけば、少なくとも予算措置もしやすくなるんじゃないかと思うんですね。皆様方から今、要望いただいたことにも、幾らかでも具体的な手を打つ財政的な裏づけも獲得しやすくなるんじゃないかと、私自身も期待しているんですね。それと同時に、今、役所と我々民間、社会人等が、いわゆる官民協働という形で、新しい公共づくりの一環として、子どもを産みやすく、また育ちやすい、すばらしく育つ社会づくりに一緒になって取り組む、いろんな施策の根拠を与えていただく、作り上げていく、そういう形で、この条例をつくり始めている、このことに、私も心と同じくしているわけでございまして、今日は、そういう意味からも、具体的に何をしたいか、いかにしたいかということについて、具体的なサジェスチョンをたくさんいただいたような気がいたしております。事務局ともども、この条例、まだ一部修正しなければいけない点もあるようですので、そういうことにも反映させていけるように、検討させていただきたいと思っております。

また、この後、事務局からもありましたように、新年度になってから、パブリックコメントも実施するというところでございますので、ここでひとつ、きょう言い足りなかった分、もう一度読み返していただいて、何とか建設的、前向きに、この条例をより力あるものにしていくために、皆さん方の、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

きょうは、本当、たくさんのご意見、ありがとうございました。